

代議員選出規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人認知神経リハビリテーション学会（以下、当法人）の定款第13条3項に基づき、当法人の代議員の「選出及び継続」に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の代議員に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、本規程を適用する。

(任期)

第3条 当法人の代議員の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(資格喪失)

第4条 当法人の代議員は、任期満了年度の定時社員総会の終結の時をもって代議員資格を喪失する。

2 前条に該当しない場合においても、次の（1）から（3）に該当する場合、代議員の資格を喪失する。

- （1）当法人の定款第11条及び第12条に基づき正会員の資格を喪失したとき
- （2）特別な理由なく2年続けて当法人の社員総会に欠席したとき
- （3）代議員退職届を提出したとき

(新規選出要件)

第5条 当法人の代議員は、次の（1）から（6）に掲げる要件を満たし、理事会の承認を得た場合をもって選出要件とし、社員総会の決議をもって選任される。ただし（2）または（4）の要件に該当しない場合でも、その経歴から会長の承認が得られる場合、その該当者とみなす。また会員は、等しく代議員に立候補する権利を有する。

- （1）当法人の正会員として2年以上在籍している者（法人設立前から起算可）
- （2）当法人の主催する学術集会において2回以上の発表（共同演者含む）を行った者
- （3）各都道府県における認知神経リハビリテーションの臨床及び研究分野において指導的役割を果たしており、当法人の発展に寄与すると認められる者

(4) 過去に認知神経リハビリテーションに関する研究論文または総説について1つ以上、当法人の発行する機関誌または他の学術雑誌等において報告（共同著者含む）している者

(5) 当法人の主催するマスターコースを修了している者（法人設立前のコースを含む）

(6) 当法人の理事のいずれか2名連名の推薦を得た者

（継続選出要件）

第6条 当法人の代議員は、次の（1）の要件に加え、（2）もしくは（3）に掲げる要件を満たし、理事会の承認を得た場合をもって、代議員を継続申請できるものとする。

（1）当法人の正会員として在籍している者

（2）当法人の主催する学術集会（申請年度から過去4年度分）において、1回以上の発表（共同演者含む）を行った者もしくは座長または講演等において登壇する役割を担った者

（3）当法人の主催する講習会（申請年度から過去4年度分）において、講師またはコーディネーターを担った者

（準備書類）

第7条 当法人の代議員に立候補する場合、新たに選出となる場合は「代議員申請書（新規）」に、継続の場合は「代議員申請書（継続）」に、必要事項を記入し事務局まで提出しなければならない。

（規程の変更）

第8条 本規程は、理事会の議決を経て社員総会の承認を得たうえで、改廃できるものとする。

（付則）

本規程は平成31年4月1日から施行する。